

○ 内子町緊急除雪作業報償金支給要綱

令和5年11月20日
告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、異常降雪等により除雪に時間を要し、住民生活に影響を及ぼすおそれがある場合等において、緊急的に除雪作業を行った地域住民に対し、予算の範囲内において、町が支給する報償金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業)

第2条 報償金の支給対象となる事業は、地域住民が生活道路の通行を確保するために実施する除雪作業とし、次に定める要件の全てを満たすものとする。

(1) 自治会等の区域内で住民が自主的に実施する除雪作業であること。

(2) 除雪が可能な車両、機械等を使用した機械除雪作業であること。

(3) 次のいずれかの道路及び区間の除雪であること。

ア 町道のうち、日常生活のために利用されている区間

イ 内子町公共事業分担金徴収条例施行規則（平成19年内子町規則第9号）の別表第1及び別表第2に記載されている農道又は林道のうち、日常生活のために利用されている区間

ウ その他町長が特に必要と認めた道路及び区間

(4) 車道上の積雪深がおおむね10センチメートル以上であること。

(5) 除雪延長がおおむね50メートル以上であること。

(支給対象者)

第3条 報償金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自治会又は行政区

(2) その他町長が特に必要と認めた任意団体又は個人

(報償金の額)

第4条 報償金の額は、実作業時間1時間につき4,000円とする。

2 実作業時間に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(支給申請)

第5条 支給対象者は、除雪作業完了後速やかに内子町緊急除雪作業報償金支給申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請（報告）をするものとする。

(支給決定)

第6条 町長は、前条の申請（報告）を受理し、報償金を支給すべきものと認めたときは、支給すべき報償金の額を決定し、内子町緊急除雪作業報償金支給決定通知書（様式第2号）により支給対象者に通知するものとする。

(報償金の請求)

第7条 支給対象者は、前条の通知があったときは、内子町緊急除雪作業報償金支給請求書（様式第3号）により町長に請求するものとする。

(除雪作業に伴う事故)

第8条 除雪作業中に発生した物損事故及び人身事故等についての責任は、支給対象者が負うものとする。

(返還)

第9条 町長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反して報償金の支給を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

内子町緊急除雪作業報償金支給決定通知書

建第 号
年 月 日

様

内子町長

年 月 日付けで実績報告のあった内子町緊急除雪作業報償金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

報償金の支給決定額 金 円

様式第3号 (第7条関係)

内子町緊急除雪作業報償金支給請求書

年 月 日

内子町長 様

支給対象者名
代表者名
住 所
電話番号

年 月 日付け建第 号で支給決定通知のあった内子町緊急除雪作業報償金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 報償金請求金額 金 _____ 円
- 2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			